

豊川商工会議所 全会員案内発送 チラシ同封サービス運用内規

- 第1条 チラシ同封サービス（以下「当サービス」）は、豊川商工会議所（以下「当所」）会員企業のビジネスチャンスを創出し発展に資することを目的とする。よって当所会員以外の利用は原則として認めない。
- 第2条 当サービスは、当所全会員案内発送に会員企業の販売促進のための書類等を同封するものであり、同封する書類等の内容および当該書類等について、または、作成責任を有する企業等に対して与信を与えるものではないこと、および、下記事項を遵守するものとする。
- 1) 公序良俗に反しないこと。
 - 2) 関係法規に違反しないこと。
 - 3) 誤解を与える恐れがないこと。
 - 4) 他の会員、消費者に不利益を与える恐れがないこと。
 - 5) その他、当該サービス運用上不適当な事項がないこと。
- 第3条 前条に反する、またはその他の理由により、当所が不適当と認める場合、当サービスは履行しない。なお、サービス実施予定月において、申込企業数が揃わない等やむを得ない事情が生じた場合、当該実施月を繰り延べることがある。
- 第4条 書類が同封される当所全会員案内発送は、毎月中旬の発送とする。ただし、やむを得ない事情により発送が遅延する場合があるため、会員企業が同封を希望する書類の内容によっては申込を受けかねる場合がある。
- 第5条 チラシ及び広告の内容に関する責任は、一切広告主に帰属する。
- 第6条 当サービスに関する手続き上のトラブルは、当所と当サービス申込者が誠意をもって対応すること。また、当サービスにより生じた取引上のトラブル等について、当所は一切の責任を負わない。
- 第7条 当サービス利用料金については、別表に定める料金とし、当該書類を同封した全会員案内発送後、当所が送付する請求書に従い速やかに納入すること。ただし、厚さ・重量によっては、別途打ち合わせ等により追加料金が発生する場合がある。
- 第8条 当所全会員案内発送に同封する書類は、原則として、A4判またはB5判のチラシ、12ページまでの（綴じてある）パンフレットとし、A3判またはB4判等の場合は、当サービス申込者が各自で当該書類をA4判の大きさ以下に折りたたんだ状態で納品すること。
- 第9条 当所全会員案内発送に同封する書類は、当所が指定する必要部数を当サービス申込者各自が用意し、発送月の前月25日までに、当所（場合により当所が指定する場所）に納品すること（原則、残部は返却しない）。
- 第10条 この運用規定に同意した場合、申込書に必要事項を記入し、発送月の前月10日までに折込み印刷物のサンプルとともに当サービス担当者へ提出すること。
- 付 則
1. 本内規は、平成20年11月13日より実施する。
 2. 本規約は、平成30年6月12日より一部改正する。
 3. 本規約は、令和5年1月5日より一部改正する。
 4. 本規約は、令和5年10月1日より一部改正する。

□お申込み・問合せ

申込期限：発送月の前月10日まで
納品期限：発送月の前月25日まで

※期限を過ぎたものはお受け出来ません
豊川商工会議所 経営支援G
〒442-8540 豊川市豊川町辺通4-4
TEL：0533-86-4101

- ①お申込みは当会議所会員事業所に限ります。
- ②チラシ、パンフレットのサイズはA4判の大きさまで（B4、A3判は2つ折が必要）とし、現物の持込みとします。原則、残部は返却致しません。
- ③一月分のお申込みの受付において、当会議所が定める重量制限を超えた場合、以後の申込みをお断りする場合があります。
- ④パンフレットの大きさはB5判またはA4判・12Pまでとさせて頂きます。
- ⑤書類の内容が当サービス運営上不適当と認められる場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- ⑥お申込みの際は、事前に上記運用内規に同意して頂く必要があります。

豊川商工会議所 全会員案内発送 チラシ同封サービス申込書

（令和5年10月1日）

豊川商工会議所 経営支援G 行（FAX 0533-84-1808）

チラシ同封サービス運用内規に同意の上、サンプルを添付し申し込みます。 申込年月日：令和 年 月 日

会員事業所名						
所在地		(〒 -)				
代表者名		役職名 氏名 	担当者名	所属部(課) 氏名		
TEL			FAX			
メールアドレス						
希望 発送月		チラシ B5・A4・B4(二つ折)・A3(二つ折)／パンフ B5・A4・12P				
		同封希望の発送月を (年 月) 記入して下さい		同封料金 () 円		
受付印	課長	事務局長	常務理事	専務理事	同封日： 年 月 日	
					計 件	計 円